

目次

- 第1章 総則(第1条―第8条)
- 第2章 工芸館(第9条―第18条)
- 第3章 民話館(第19条・第20条)
- 第4章 自然の森及び自然観察園(第21条)
- 第5章 雑則(第22条―第24条)

附則

- 第1章 総則
(設置)

第1条 緑に恵まれた自然の中で出雲地方の歴史・文化を学ぶことのできる施設を提供し、もって市民文化の向上に寄与することを目的として、出雲かんべの里(以下「かんべの里」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 かんべの里の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
出雲かんべの里	松江市大庭町1614番地

(構成)

第3条 かんべの里は、次の施設をもって構成する。

- (1) 工芸館
- (2) 民話館
- (3) 自然の森
- (4) 自然観察園

(指定管理者による管理)

第4条 かんべの里の管理は、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) かんべの里における行為の許可に関する業務
- (2) 工芸館の交流ホール、実習棟、工房の施設、設備等(以下「施設等」という。)の利用の許可に関する業務
- (3) 施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)及び民話館の入館料の徴収、減免、還付に関する業務
- (4) かんべの里の施設の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、松江市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がかんべの里の管理運営上必要と認める業務

(開館時間)

第6条 かんべの里の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第7条 かんべの里の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時にこれを設けることができる。

- (1) 毎週火曜日
- (2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

(行為の制限)

第8条 かんべの里において次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 物品販売、宣伝、興行その他これらに類する行為をすること。
- (4) 競技会、展示会その他これらに類する行為をすること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他指定管理者の指示する事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

4 指定管理者は、第1項の許可にかんべの里の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

第2章 工芸館

(事業)

第9条 工芸館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 工芸作家への活動の場の提供
- (2) 工芸品の展示
- (3) 工芸品の製作体験学習
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める事業

(利用の許可)

第10条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、[前項](#)の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) [暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律\(平成3年法律第77号\)第2条第2号](#)に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 建物又は附属設備を破損し、滅失し、又は著しく汚損するおそれがあると認められるとき。
- (4) [前3号](#)に掲げる場合のほか、かんべの里の管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、施設等の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) [前条各号](#)のいずれかに該当する理由が判明し、又は生じたとき。
- (4) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 [前項](#)の規定による利用許可の取消し、利用許可の条件の変更又は利用の停止により利用者に損害を生じることがあっても、教育委員会及び指定管理者は、これに対して賠償の責任を負わない。

(利用料金)

第13条 利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 [前項](#)の利用料金は、指定管理者が指定する期日までに納入しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が利用するときは、利用後に納入することができる。

3 利用料金は、[別表第1](#)に掲げる基準額を上限として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。

4 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

5 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、利用料金の減額又は免除をするに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(利用料金の不還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責任に帰さない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 利用者が利用開始の日前で規則で定める日までに利用の中止を申し出たとき。

(目的外利用等の禁止)

第15条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、若しくは利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別設備等の承認)

第16条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、その利用を終わったとき、又は利用を停止されたとき、若しくは利用を取り消されたときは、直ちに指定管理者の指示に従い、施設等を原状に回復して返還しなければならない。

2 利用者が[前項](#)の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(指定管理者の立入り)

第18条 利用者は、指定管理者が職務執行のため立ち入るときは、これを拒むことができない。

第3章 民話館

(事業)

第19条 民話館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 映像機器及び展示品による民話の紹介
- (2) 民話を伝承するために必要な事業

(入館料)

第20条 民話館に入館する者から入館料を徴収する。

2 入館料は、別表第2に掲げる基準額を上限として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。

3 前項の入館料は、指定管理者が必要と認めたときは、これを免除することができる。

4 教育委員会は、指定管理者に入館料を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

5 指定管理者は、入館料の免除をするにあたっては、不当な差別的取扱いをしてはならない。

第4章 自然の森及び自然観察園

(行為の禁止)

第21条 自然の森及び自然観察園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、指定管理者が管理上必要と認めたものについては、この限りでない。

- (1) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (2) 土地の形質を変更すること。
- (3) 鳥獣類等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告をすること。
- (5) 立入り禁止区域に立ち入ること。
- (6) たき火及び夜営をすること。
- (7) 車両を乗り入れ、又は駐車すること。

第5章 雑則

(損害賠償)

第22条 かんべの里を利用する者は、施設を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(教育委員会による管理)

第23条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると教育委員会が認めるときは、第4条及び第5条の規定にかかわらず、かんべの里の管理は、教育委員会が行うものとする。

2 前項の規定により教育委員会がかんべの里の管理を行う場合にあっては、第6条中「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委員会が必要と認めるときは」と、第7条中「指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委員会は、必要と認めるときは」と、第8条、第9条第4号、第10条、第11条、第12条第1項、第16条、第17条第1項、第18条(見出しを含む。)及び第21条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第12条第2項中「教育委員会及び指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第13条の見出し、同条第1項から第3項まで、第5項及び第6項、第14条(見出しを含む。)、別表第1の見出し並びに同表備考第3号及び第4号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第13条第1項、第2項、第5項及び第6項並びに第20条第3項及び第5項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条第3項及び第20条第2項中「指定管理者が教育委員会の承認を得て」とあるのは「市長が」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の出雲かんべの里設置及び管理に関する条例(平成6年松江市条例第4号)の規定によりなされた使用許可その他の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年7月12日松江市条例第400号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の出雲かんべの里設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用許可及びその他の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日松江市条例第31号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日松江市条例第60号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日松江市条例第55号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日より施行する。

附 則(平成31年3月29日松江市条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
附 則(令和元年7月12日松江市条例第1号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(令和2年6月26日松江市条例第55号)
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第13条関係)
工芸館利用料金の基準額

種別	単位	基準額	
		営利	非営利
交流ホール	1時間につき	2,660円	1,330円
実習棟	1時間につき	2,080円	1,030円
工房	1m ² 当たり1月につき	393円	

- 備考
- 1 営利利用とは、営利宣伝を目的として利用する場合をいう。
- 2 交流ホール及び実習棟の1時間に満たない時間の利用は、1時間とし、1時間を超える時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上60分未満は1時間とする。
- 3 工房の利用が1月に満たない場合の利用料金の基準額は、日割りにより算出した額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額。)とする。
- 4 交流ホール及び実習棟において冷暖房装置を利用する場合は、この表に定める利用料金の3割に相当する額を冷暖房料として利用料金とともに支払わなければならない。

別表第2(第20条関係)
民話館入館料の基準額

区分		単位	基準額	備考
大人		1人につき	410円	
小人		〃	200円	小・中学生
団体	大人	〃	330円	団体は20人以上とする。
	小人	〃	160円	